令和6年4月1日

詳しくは、裏面をご覧ください

不動産者を推進イメージキャラクター [トウキツネ]

> 法務省民事局 MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡地方法務局

- ♠ 令和6年4月1日以前に、相続により不動産の所有権を取得している相続人も、令和9年3月31日までに相続の登記をしなければなりません。



- ●相続した土地・建物の相続登記をしましょう! 今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています。
- ●登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください。
- ●登記の専門家である司法書士への相談もご検討ください。



免税措置について、 詳しくはコチラ



登記手続について、 詳しくはコチラ!



岩手県司法書士会 ホームページはコチラ!



お問い合わせはお近くの法務局へ

① 盛岡地方法務局 019-624-1141(代表)

② 花巻支局 0198-24-8311

③ 二戸支局 0195-25-4811

④ 宮古支局 0193-62-2337

⑤ 水沢支局 0197-24-0511

⑥ 大船渡出張所 0192-26-2606

①の法務局にお電話する際は、音声案内「2」をお選びください。

②~⑤の法務局は、音声案内「3」をお選びください。

